

初回認定期間中に小児医療に関わらない施設等へ異動した場合について

2016年12月1日
小児薬物療法研修委員会

初回認定期間中に小児医療に関わらない施設等に異動した場合の考え方および更新に係る手続き等について、以下の通り定める。

<考え方>

- 1) 業務の都合上、必須業務実績の報告が困難になるものの、産前・産後休暇、育児休暇や病気療養等の事由とは異なり、研鑽そのものは可能と判断されることから、当該期間中の必須業務実績報告をレポートに代替し、必須業務実績報告以外の更新要件は実施要領の通りとする。
- 2) 本措置が適用されるのは初回更新までであり、それ以降の更新には適用しない（必須業務実績報告が必須とされているのは初回更新までのため）。
- 3) 小児医療に関わらない施設等とは以下の通りとする。
 - 行政機関、法人本部等
 - 小児（16歳以下）の入院処方箋、院内処方箋の合計が年間150枚以下の病院・診療所。
 - 小児（16歳以下）の処方箋が年間150枚以下の保険薬局等
- 4) レポート1報あたり必須業務実績報告3単位分とする。必要なレポート数、テーマ、提出期限等は、以下手続きによる申請後、研修センターより通知する。

<手続き等>

- 1) 小児医療に関わる実務に復帰後、「小児薬物療法認定薬剤師 小児医療に関わらない施設等への異動について」（小児様式第4）に必要書類を添えて速やかに研修センターに申請すること。この申請書は異動先一か所につき一枚提出すること。
証明者は、申請者が勤務していた施設等に現に在職している者で、当該施設が<考え方>の3)に規定する施設等に該当し、申請者が勤務していたことを証明するに足る管理的立場にある者とする。
なお、認定期限時点で小児医療に関わる実務に復帰する見込みがない場合は、

認定期限までに申請すること。

- 2) 1) により小児医療に関わらない施設等への異動と認められた場合は、研修センターよりその旨の通知および必要なレポート数、テーマ、提出期限等通知する。
- 3) 認定薬剤師は2) の通知に基づいてレポートを研修センターに提出する。研修センターは評価者に評価を依頼する。
- 4) 評価の結果を研修センターより認定薬剤師に通知する。
- 5) 認定薬剤師は、更新要件が満たされたら速やかに更新申請を行う。